



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額 ..... = (前年からの繰越額) + (本年の収入額) = .....		十億		百万	¥	1	3	千	6	3	4	円
(前年からの繰越額) ..... = 前年の収支報告書の「翌年への繰越額」= .....					¥	1	3		6	3	4	
(本年の収入額) ..... = 用紙(その2)から(その6)までの合計 = .....												0
支 出 総 額 ..... = 用紙(その13)の「合計」欄の金額 = .....												0
翌年への繰越額 ..... = (収入総額) - (支出総額) = .....					¥	1	3		6	3	4	

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額 .....		十億		百万				千				円
員 数 .....												人

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額							備 考				
(ア) 個人からの寄附		十億		百万		千		円				
(うち特定寄附)												
(イ) 法人その他の団体からの寄附												
(ウ) 政治団体からの寄附												
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))												
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)												
イ 政党匿名寄附												
合 計 (ア+イ)												

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注: 政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 28 日

政治団体の名称 竹中真智子後援会

会計責任者の氏名 竹中正仁

(解散時のみ記載)  
代表者の氏名

\*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。